

事務所だより

平成25年7月号

日本橋茅場町

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

こんにちは。2013年度もいよいよ後半に入り、これから本格的な暑さがやってきます。なんとかばてずに楽しみを見つけながら乗り切りたいと思います。さて、スタッフのコーナーにもありますが、先日、テレビ番組で日本橋茅場町が紹介され、その中で当事務所のお客様が何社か紹介されました。うれしい限りです。また、私は茅場町に10年程、通勤しているため大体のお店は知っているのですが、中には非常に興味深い知らないお店も紹介され、機会があれば是非行ってみたいと思っています。それでは今月も算定基礎業務などでいろいろとお伺いする機会があろうかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。 安藤

Contents

- 過重労働のリスクと労働者の疲労の蓄積度のチェックについて
- 中小企業のBCP作成への取り組み
- 事務所スタッフより

過重労働のリスクと労働者の疲労の蓄積度のチェックについて

◇過重労働のリスクについて

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられており、さらに、脳疾患や心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。働くことにより、労働者が健康を損なうようなことがあつては、労働者にとって不幸であることはもちろんのこと、企業にとっても安全配慮義務を怠ったとして、民法の不法行為責任（709条）、使用者責任（715条）、債務不履行（415条）などの損害賠償が発生するリスクがあります。

昨今、メンタル不調を訴える方が多くなっている点も加味して、企業として労働者に対する健康面への配慮を考える必要があります。

併せて、貴社の「体調不良に伴う休職規程」なども、現状で多くみられる疾患（メンタル不調）に対応できているか、確認してみることをお勧めいたします。



◇疲労自己診断チェック

企業の制度体制として、労働時間の短縮を図ったり、医師の面談指導を行うといった過重労働対策を整えとともに、労働者側からの疲労度の確認を行うと、より過重労働対策の実効性が増すでしょう。また、疲労度は労働者自身が自覚する以上に蓄積していることがありますので、労働者の主観に寄らない客観的な指標による確認が望まれます。厚生労働省では、過重労働による健康障害を防止するために「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を公開していますので、会社での労働者の疲労度を把握するきっかけとして利用してみるのも良いかもしれません。

なお、判定結果と、疲労の蓄積による現実の健康障害（メンタル不調等）との関係については個人差もあることから、必要に応じて、産業医（※1）や地域産業保健センターの登録医（※2）等にご相談ください。

※1…50名以上の従業員がいる会社では、産業医を選任し労働基準監督署へ届け出る必要があります。

※2…無料で相談を受けることが可能です。

中小企業のBCP作成への取り組み（概要）

◇BCPとは

BCPとは、震災や台風などの自然災害、新型インフルエンザ等の緊急時に、事業を継続・早期復旧するために企業が取り組む計画、「事業継続計画」(Business Continuity Plan (以下「BCP」))のことです。災害に遭遇した場合でも重要業務を中断させず事業継続に取り組むことは、顧客の他社への流出や、企業評価の低下等から自社を守るだけでなく、取引による連鎖的な影響を抑え、災害の間接的被害額を減らすことができます。

BCP作成においては、地震・風水害・火災等の災害により、中核事業がどの程度の影響を受けるのかを評価します。そのためには、中核事業の継続に必要な経営資源（人、物、金、情報）が、どのような災害によって、どの程度の影響を受け、事業の継続にどの程度の支障をきたすのかを、可能な限り把握することが重要になります。また、影響が大きいと予想される経営資源に対して課題を洗い出し、緊急時にこうした資源を確保するための必要な対策を検討しておくことも重要です。

◇BCP策定のポイント

BCP作成にあたっては、経営資源である「人、物、金、情報」について、それぞれ次のようなポイントが挙げられます。

1. 人について

①安否確認ルールの整備

社員とその家族の安全が確認されて、初めて社員は安心して事業の復旧に取りかかれることから、安否確認対策は極めて重要です。

②負傷者救助

負傷者が発生した場合には、応急処置や重傷者の搬送などの対応が必要となります。エレベーターの閉じ込めなどの事態を想定しなければなりません。

③要員の収集

復旧要員の確保のため、社員の迅速な招集と、被災地内での移動を伴う適正な配置・展開が最重要課題となります。

2. 物について

①設備の固定

大規模地震に耐えることができるか。事業所内にある機器類も壊れない対策が必要です。

②サプライチェーン

原材料の調達から、加工、製品・商品などの供給に至るまでのプロセスは社内だけでは自己完結せず、事業継続を1社のみで対応することは不可能です。

③物流

交通などの規制が長期間続けば、人の移動や物流が阻害され、事業継続に支障を来すばかりではなく、飲食料の確保など生活必需品の確保が困難となります。

④生活必需品

電力、ガス、水道、通信、交通などのインフラの復旧までに長期間を要する場合には、飲料水や災害用トイレを確保することも派生的な重要課題となります。

⑤建物・設備

建物や設備に被害が生じた場合には、応急処置や修繕のために重機や資材を確保する必要も生じます。

3. お金について

①流動性資金

手持ち現金などの流動性資金の確保はもとより、手形、為替などの決済、証券取引などの機能が維持されることが、極めて重要です。決済の電子化が進んでいる今日、システム障害や支払の処理遅延などの不測の事態を念頭に入れた対策が求められます。

4. 情報について

①データの保管管理

本社の情報発信機能が麻痺した場合には、支店業務など全社の業務にも影響が波及するおそれがあります。本社機能を代替するバックアップ・オフィスが必要です。



以上のポイントを踏まえ、巨大地震等の災害が発生した場合に貴社の事業活動がどうなりそうか考えてみていただけますでしょうか。こうした緊急時に直面した場合、どの事業を優先的に継続・復旧すべきか、そのために何をすべきか、対策を考えておく必要があります。そこで、さらに具体的な5つのポイントが挙げられます。

1. 中核事業を特定

緊急時において優先して継続、復旧すべき中心となる事業を特定する必要があります。

大規模地震等の緊急時には、利用できるものにかかなりの制約がかかります。例えば人材、設備、資金が平常時と比べ3割程度しかないと仮定して、その範囲で継続すべき中心となる事業の存続を考えてみましょう。

2. 復旧する目標時間を設定

緊急時において中核事業を復旧する目標時間を定めておきます。目標がないと適切な行動を起こすことができません。

3. 取引先と予め協議をする

中核事業や目標復旧時間について顧客等取引先と協議をし、共通認識があると効果的な対策を打つことが可能です。緊急時には顧客との迅速な連絡が必要です。

4. 代替策の用意・検討

事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を検討しておきます。従業員数が少ないため代替要員を企業単独では準備することができない場合は、同じ商店街の同業他社や近隣の異業種であっても連携し事業継続の取組を効率化できる可能性がありますので事前対策を検討してみてください。

5. BCPの内容について従業員に周知

緊急時に従業員にどう行動して欲しいか、共通の認識を作っておく必要があります。

BCPとは企業が緊急事態時に生き抜くための計画です。まだ計画を作成されていない企業様におかれましては、この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

(参考)

中小企業庁のホームページにBCP作成方法についての記載がありますので、ご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level_d/bcpgl_02.pdf



Q. 過重労働について調べていると「電通事件」という言葉を良く目にするのですが、具体的に教えてください。

A. 電通事件は、過重労働の結果うつ病にかかった社員が自殺した問題で、企業に損害賠償責任（安全配慮義務違反）を認める判決が初めて出されたもので、極めて重要な裁判例です。

この事件は、大手広告代理店の㈱電通に入社した新入社員Aさんが、慢性的な長時間労働がもとでうつ病になり、自殺したことから、遺族である両親が会社に対して損害賠償を請求したものです。具体的な事実経過は次のとおりです。

Aさん（当時24歳）は、1990年4月に入社し、同年6月の配属以来、度重なる残業で深夜に帰宅する日々が続きましたが、当初は意欲的で、上司の評価も良好でした。しかし、1991年1月以降、帰宅しない日があるようになり、同年7月には元気がなく顔色も悪い状態となりました。8月に入ってから「自信がない」「眠れない」と上司に訴えるようになったほか、異常行動もみられ、遅くともこの頃までにはうつ病にかかっていました。そして、わずか入社1年5ヶ月後の1991年8月に自殺に至ってしまいました。

Aさんの両親は1993年に東京地裁に提訴し、一審では会社に1億2,600万円の賠償金の支払いが命じられましたが、会社はこれを不服とし控訴。二審では、Aさんの性格や両親の対応を理由に賠償額が減額され、会社には8,900円の賠償金の支払いが命じられました。これに対して会社は上告しましたが、最高裁では「会社は長時間労働と健康状態の悪化を認識していながら、負担軽減措置を取らなかった過失がある」として東京高裁の二審を破棄し、最終的には、差し戻し審で会社が1億6,800万円の賠償金を支払うとの内容で和解が成立しています。

これが極めて重要な裁判例とされるのは、最高裁において、企業が労働者の安全・健康のために労働時間や健康状態を管理し、必要な措置を取る義務があることが示された点にあります。

このことから、過重労働対策やメンタルヘルス対策は、企業の社会的責任（CSR）の一環であり、労働者が安心して働ける“活力ある職場づくり”への第一歩だと言えるのです。



✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

五月より新しく事務所に加わりました市原と申します。皆さまよろしくお願ひいたします。山が見える市からスカイツリーと川が見える茅場町へ、毎日都心の地下を通過して通勤しています。



川の近くでの勤務は初めてでスカイツリーが見えることにもびっくりしました。日に1度は窓から川を眺め仕事をしています。先日は大学？のカッターが通り、かもめが飛び、また観光船が通ることもあるとか。

茅場町といえば、先日某テレビ番組で茅場町界隈がいろいろと紹介されていました。行ってみたいと思うお店もたくさんありました。

今は駅⇄事務所の往復ですが、慣れてきたら少しずつ周辺を歩いてみようと思っています。

茅場町は、江戸時代に茅の商人をこの地に移したのが地名のはじまりとか。先日は交差点の看板に「霊岸島」という地名を見つけました。地番には残っていないけれど信号や看板に昔の地名が残っていたりします。

近くには八丁堀、江戸時代は奉行所の同心や与力が住まいしたところ。

少し歩けば日本橋、京橋、八重洲、丸の内、人形町、隅田川、永代橋。

地下鉄で訪れると出口を出たところだけのピンポイントになってしまいましたが 地図で見ると意外と近かったり、ちょっと歩いてみるとそこは以前来たことのある場所だったり。

現在の地図の脇に『江戸切絵図』や古地図を広げ、照らし合わせながら昔の庶民の生活に思いをはせるのもまた趣があります。

どんな地名が残っているのかも界隈を歩きながら探してみたいと思っています。

市原



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3-13-3
第2ヒロタビル4階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください